

## 静岡県告示第123号

静岡県希少野生動植物保護条例（平成22年静岡県条例第37号）第8条第1項の規定に基づき、指定希少野生動植物を指定したので、同条第5項の規定により告示する。

令和7年2月28日

静岡県知事 鈴木 康 友

### 指定希少野生動植物の指定

#### 1 指定希少野生動植物及び指定理由

| 種名<br>(分類群)      | 静岡県レッドデータ<br>ブックのカテゴリー | 指定理由                                                                           |
|------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| ミヤマハナワラビ<br>(植物) | 絶滅危惧ⅠA類                | 生育地は限られており、個体数は少ない。<br>愛好家等による盗掘等により個体数及び生育地が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。         |
| キタダケデンド<br>(植物)  | 絶滅危惧ⅠA類                | 生育地は限られており、個体数は少ない。<br>愛好家等による盗掘により個体数及び生育地が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。          |
| アカイシリンドウ<br>(植物) | 絶滅危惧ⅠB類                | 県内の個体は分布の南限で、生育地は限られており、個体数は少ない。<br>愛好家等による盗掘により個体数が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。  |
| オノエリンドウ<br>(植物)  | 絶滅危惧ⅠB類                | 県内の個体は分布の南限で、生育地は限られており、個体数は少ない。<br>愛好家等による盗掘等により個体数が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。 |
| タカネシダ<br>(植物)    | 絶滅危惧ⅠB類                | 生育地は限られており、個体数は少ない。<br>愛好家等による盗掘等により個体数が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。              |

#### 2 施行日

令和7年3月1日